

株主総会資料の電子提供制度に関するご案内

株主総会資料の電子提供制度に関する当社の対応について

2023年6月に開催予定の第109回定時株主総会において、株主さまへのご案内不足のおそれがある等の理由から、**書面交付請求の有無に関わらず一律に従前どおり書面で郵送する**予定です。

なお、**2024年以降に開催予定の株主総会**からは、通知書面にてご案内するウェブサイトのURLへアクセスいただき、株主総会資料をご確認いただくこととなります。

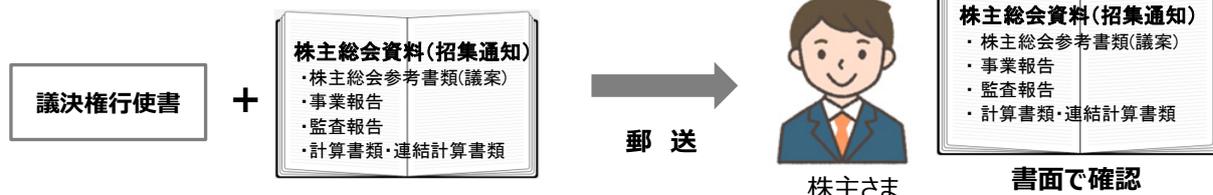
株主総会資料の電子提供制度とは

会社法の改正により、2023年3月以降に開催される株主総会から上場会社は、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載して株主さまにご提供する制度です。

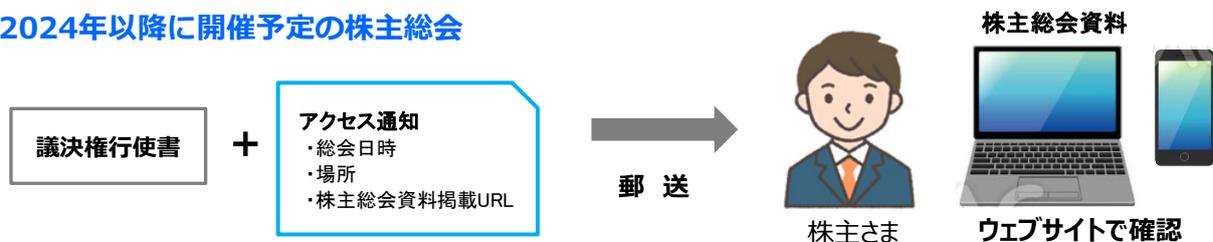
これまで、株主さまに対して株主総会資料を郵送しておりましたが、本制度導入後は、**原則として、総会日時・場所・株主総会資料が掲載されているウェブサイトのURL等を記載した通知書面**をご郵送することとなります。

株主さまには、通知書面に記載のウェブサイトへアクセスしていただき、株主総会資料をご確認いただくこととなります。

これまでの株主総会・2023年6月に開催予定の株主総会



2024年以降に開催予定の株主総会



株主総会資料の書面交付を希望される株主さまへ

インターネットのご利用が困難である等のご事情により、引き続き**株主総会資料の書面交付を希望**される株主さまにおかれましては、株主総会の**議決権行使基準日(3月31日)**までにご請求いただくことにより、**株主総会資料を書面で受け取ることができます**。

ご希望の場合は、お取引のある証券会社または当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行へお申し出ください。今回書面交付請求をされた株主さまには、2024年開催の定時株主総会の際には書面での資料を郵送させていただきます。

三井住友信託銀行株式会社 専用コールセンター

電話番号 0120-533-600

受付時間 9時~17時(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)
〈自動音声での対応〉 24時間365日